

枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての検査方法の一部を改正する件 新旧対照表
枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての検査方法（平成3年6月26日農林水産省告示第873号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての検査方法 1 （略） 2 引用規格 次に掲げる引用規格は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版を適用する。 <u>JAS 0600 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材</u> <u>枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての取扱業者の認証の技術的基準</u> 3 用語及び定義 <u>この基準で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、JAS 0600 による。</u> 3.1 理化学検査 <u>寸法の測定試験、含水率試験、煮沸繰返し試験、減圧加圧試験、曲げ試験（MSR 区分）、曲げ試験（たて継ぎ部）、引張り試験、浸潤度試験及び吸収量試験に係る検査</u> 3.2 外面検査 <u>3.1 以外の検査</u> 4 検査の種類 検査は、次のいずれかの方法によって行わなければならない。 a) 最終製品における検査 1) 検査を分けて理化学検査及び外面検査とする。 2)・3) （略） 4) 検査を抽出して行う場合の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、<u>箇条 5</u>による。 b) 製造工程における検査 製造工程における検査は、<u>箇条 6</u>による。 5 最終製品における検査 5.1 第1種検査方法 5.1.1 抽出の割合等	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての検査方法 1 （略） （新設） （新設） 2 検査の種類 検査は、次のいずれかの方法によって行わなければならない。 a) 最終製品における検査 1) 検査を分けて理化学検査<u>（煮沸繰返し試験、減圧加圧試験、含水率試験、曲げ試験、保存処理試験又は引張り試験に係る検査をいう。以下同じ。）</u>及び外面検査<u>（検査であって理化学検査以外のものをいう。以下同じ。）</u>とする。 2)・3) （略） 4) 検査を抽出して行う場合の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、<u>箇条 3 に定めるところ</u>による。 b) 製造工程における検査 製造工程における検査は、<u>箇条 4 に定めるところ</u>による。 3 最終製品における検査 3.1 第1種検査方法 3.1.1 抽出の割合等

5.1.1.1 枠組壁工法構造用製材（MSR 枠組材を除く。以下同じ。）

5.1.1.1.1 理化学検査

品目、樹種又は樹種群及び製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級に格付しようとする 20 日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、**JAS 0600-1** の **A.1** による。

5.1.1.1.2 外面検査

5.1.1.1.1 の検査荷口から**表 1** の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる試料枠組工法構造用製材を無作為に抽出する。

表 1（略）

5.1.1.2 MSR 枠組材

5.1.1.2.1 理化学検査

製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級に格付しようとする 20 日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、**JAS 0600-1** の **A.1** による。

5.1.1.2.2 外面検査

5.1.1.2.1 の検査荷口から**表 2** の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる試料 MSR 枠組材を無作為に抽出する。

表 2—外面検査における MSR 枠組材の抽出数

単位 本		試料の数
検査荷口の大きさ ^{a)}		
(略)		(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
10 001 以上	20 000 以下	250
注 ^{a)} 検査荷口の大きさが 20 000 本を超える場合には、1 荷口がそれぞれ 20 000 本以下となるようにその検査荷口を分割する。		

5.1.1.3 枠組壁工法構造用たて継ぎ材（MSR たて継ぎ材を除く。以下同じ。）

5.1.1.3.1 理化学検査

製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級に格付しようとする 20 日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、**JAS 0600-1** の **A.1** による。

5.1.1.3.2 外面検査

5.1.1.3.1 の検査荷口から**表 3** の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる試料枠組壁工法構造用たて継ぎ材を無作為に抽出する。

表 3—外面検査における枠組壁工法構造用たて継ぎ材の抽出数

単位 本		試料の数
検査荷口の大きさ ^{a)}		
(略)		(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
10 001 以上	20 000 以下	250

3.1.1.1 枠組壁工法構造用製材（MSR 枠組材を除く。以下同じ。）

a) 理化学検査

品目、樹種又は樹種群及び製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする 20 日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、**JAS 0600-1** の**附属書 A A.1** による。

b) 外面検査

a) の検査荷口から無作為に**表 1** の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる試料枠組工法構造用製材を抽出する。

表 1（略）

3.1.1.2 MSR 枠組材

a) 理化学検査

製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする 20 日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、**JAS 0600-1** の**附属書 A A.1** による。

b) 外面検査

a) の検査荷口から無作為に**表 2** の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる試料 MSR 枠組材を抽出する。

表 2—外面検査における MSR 枠組材の抽出数

単位 本		試料の数
検査荷口の大きさ		
(略)		(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
10 001 以上	20 000 以下 ^{a)}	250
注 ^{a)} 検査荷口の大きさが 20 000 本を超える場合には、1 荷口がそれぞれ 20 000 本以下となるようにその検査荷口を分割するものとする。		

3.1.1.3 枠組壁工法構造用たて継ぎ材（MSR たて継ぎ材を除く。以下同じ。）

a) 理化学検査

製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする 20 日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、**JAS 0600-1** の**附属書 A A.1** による。

b) 外面検査

a) の検査荷口から無作為に**表 3** の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる試料枠組壁工法構造用たて継ぎ材を抽出する。

表 3—外面検査における枠組壁工法構造用たて継ぎ材の抽出数

単位 本		試料の数
検査荷口の大きさ		
(略)		(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
10 001 以上	20 000 以下 ^{a)}	250

注^{a)} 検査荷口の大きさが 20 000 本を超える場合には、1 荷口がそれぞれ 20 000 本以下となるようにその検査荷口を分割する。

5.1.1.4 MSR たて継ぎ材

5.1.1.4.1 理化学検査

製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級に格付しようとする 20 日以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、JAS 0600-1 の A.1 による。

5.1.1.4.2 外面検査

5.1.1.4.1 の検査荷口から表 4 の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる試料 MSR たて継ぎ材を無作為に抽出する。

表 4—外面検査における MSR たて継ぎ材の抽出数

単位 本		
検査荷口の大きさ ^{a)}		試料の数
(略)		(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
10 001 以上	20 000 以下	250
注 ^{a)} 検査荷口の大きさが 20 000 本を超える場合には、1 荷口がそれぞれ 20 000 本以下となるようにその検査荷口を分割する。		

5.1.2 検査に係る格付の基準

5.1.2.1 枠組壁工法構造用製材

5.1.2.1.1 理化学検査

JAS 0600-2 の箇条 5 によって試験を行い、その結果、JAS 0600-1 の A.2 によって合格又は不合格を判定する。

5.1.2.1.2 外面検査

JAS 0600-2 の箇条 4 によって外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、表 5 の左欄に掲げる試料の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の枠組壁工法構造用製材を合格とし、その等級に格付する。

表 5 (略)

5.1.2.2 MSR 枠組材

5.1.2.2.1 理化学検査

JAS 0600-2 の箇条 5 によって試験を行い、その結果、JAS 0600-1 の A.2 によって合格又は不合格を判定する。

5.1.2.2.2 外面検査

JAS 0600-2 の箇条 4 によって外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、表 6 の左欄に掲げる試料の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の MSR 枠組材を合格とし、その等級に格付する。

注^{a)} 検査荷口の大きさが 20 000 本を超える場合には、1 荷口がそれぞれ 20 000 本以下となるようにその検査荷口を分割するものとする。

3.1.1.4 MSR たて継ぎ材

a) 理化学検査

製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする 20 日以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、JAS 0600-1 の附属書 A A.1 による。

b) 外面検査

a) の検査荷口から無作為に表 4 の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる試料 MSR たて継ぎ材を抽出する。

表 4—外面検査における MSR たて継ぎ材の抽出数

単位 本		
検査荷口の大きさ		試料の数
(略)		(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
10 001 以上	20 000 以下 ^{a)}	250
注 ^{a)} 検査荷口の大きさが 20 000 本を超える場合には、1 荷口がそれぞれ 20 000 本以下となるようにその検査荷口を分割するものとする。		

3.1.2 検査に係る格付の基準

3.1.2.1 枠組壁工法構造用製材

a) 理化学検査

JAS 0600-2 の箇条 5 によって試験を行い、その結果、JAS 0600-1 の附属書 A A.2 によって合格又は不合格を判定する。

b) 外面検査

3.1.1.1 b) の規定によって抽出した試料の単位体ごとに各試料枠組壁工法構造用製材について JAS 0600 に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、表 5 の左欄に掲げる試料の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口のものをその等級に合格とする。

表 5 (略)

3.1.2.2 MSR 枠組材

a) 理化学検査

JAS 0600-2 の箇条 5 によって試験を行い、その結果、JAS 0600-1 の附属書 A A.2 によって合格又は不合格を判定する。

b) 外面検査

3.1.1.2 b) の規定によって抽出した試料の単位体ごとに各試料 MSR 枠組材について JAS 0600 に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、表 6 の左欄に掲げる試料の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、

表 6（略）

5.1.2.3 枠組壁工法構造用たて継ぎ材

5.1.2.3.1 理化学検査

JAS 0600-2 の箇条 5 によって試験を行い、その結果、JAS 0600-1 の A.2 によって合格又は不合格を判定する。

5.1.2.3.2 外面検査

JAS 0600-2 の箇条 4 によって外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、表 7 の左欄に掲げる試料の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の枠組壁工法構造用たて継ぎ材を合格とし、その等級に格付する。

表 7（略）

5.1.2.4 MSR たて継ぎ材

5.1.2.4.1 理化学検査

JAS 0600-2 の箇条 5 によって試験を行い、その結果、JAS 0600-1 の A.2 によって合格又は不合格を判定する。

5.1.2.4.2 外面検査

JAS 0600-2 の箇条 4 によって外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、表 8 の左欄に掲げる試料の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口のMSR たて継ぎ材を合格とし、その等級に格付する。

表 8（略）

5.2 第 2 種検査方法への移行

5.1 によって検査を行った結果、その検査荷口のもものが連続して 5 回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、5.3 による。

5.3 第 2 種検査方法

5.3.1 抽出の割合等

5.3.1.1 枠組壁工法構造用製材

5.3.1.1.1 理化学検査

5.1.1.1.1 の規定を準用する。この場合において、5.1.1.1.1 中“品目、樹種又は樹種群及び製造条件”とあるのは“5.2 の規定によって検査が 5.3 によることとなった枠組壁工法構造用製材で品目、樹種又は樹種群及び製造条件”と、“20 日分”とあるのは“50 日分”と読み替える。

5.3.1.1.2 外面検査

5.3.1.1.1 の検査荷口から 80 本の試料枠組壁工法構造用製材を無作為に抽出する。

5.3.1.2 MSR 枠組材

5.3.1.2.1 理化学検査

5.1.1.2.1 の規定を準用する。この場合において、5.1.1.2.1 中“製造条件”とあるのは“5.2 によって検査が 5.3 によることとなった MSR 枠組材で製造条件”と、“20 日分”とあるのは“50 日分”と読み替える。

当該検査荷口のものをその等級に合格とする。

表 6（略）

3.1.2.3 枠組壁工法構造用たて継ぎ材

a) 理化学検査

JAS 0600-2 の箇条 5 によって試験を行い、その結果、JAS 0600-1 の附属書 A A.2 によって合格又は不合格を判定する。

b) 外面検査

3.1.1.3 b) の規定によって抽出した試料の単位体ごとに各試料枠組壁工法構造用たて継ぎ材について JAS 0600 に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、表 7 の左欄に掲げる試料の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口のものをその等級に合格とする。

表 7（略）

3.1.2.4 MSR たて継ぎ材

a) 理化学検査

JAS 0600-2 の箇条 5 によって試験を行い、その結果、JAS 0600-1 の附属書 A A.2 によって合格又は不合格を判定する。

b) 外面検査

3.1.1.4 b) の規定によって抽出した試料の単位体ごとに各試料 MSR たて継ぎ材について JAS 0600 に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、表 8 の左欄に掲げる試料の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口のものをその等級に合格とする。

表 8（略）

3.2 第 2 種検査方法への移行

3.1 に定めるところによって検査を行った結果、その検査荷口のもものが連続して 5 回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、3.3 に定めるところによる。

3.3 第 2 種検査方法

3.3.1 抽出の割合等

3.3.1.1 枠組壁工法構造用製材

a) 理化学検査

3.1.1.1 a) の規定を準用する。この場合において、3.1.1.1 a) 中“品目、樹種又は樹種群及び製造条件”とあるのは“3.2 の規定によって検査が 3.3 に定めるところによることとなった枠組壁工法構造用製材で品目、樹種又は樹種群及び製造条件”と、“20 日分”とあるのは“50 日分”と読み替えるものとする。

b) 外面検査

a) の検査荷口から無作為に 80 本の試料枠組壁工法構造用製材を抽出する。

3.3.1.2 MSR 枠組材

a) 理化学検査

3.1.1.2 a) の規定を準用する。この場合において、3.1.1.2 a) 中“製造条件”とあるのは“3.2 の規定によって検査が 3.3 に定めるところによることとなった MSR 枠組材で製造条件”と、“20 日分”とあるのは“50

5.3.1.2.2 外面検査

5.3.1.2.1 の検査荷口から 125 本の試料 MSR 枠組材を無作為に抽出する。

5.3.1.3 枠組壁工法構造用たて継ぎ材

5.3.1.3.1 理化学検査

5.1.1.3.1 の規定を準用する。この場合において、**5.1.1.3.1** 中“製造条件”とあるのは“**5.2** の規定によって検査が **5.3** によることとなった枠組壁工法構造用たて継ぎ材で製造条件”と、“20 日分”とあるのは“50 日分”と読み替える。

5.3.1.3.2 外面検査

5.3.1.3.1 の検査荷口から 125 本の試料枠組壁工法構造用たて継ぎ材を無作為に抽出する。

5.3.1.4 MSR たて継ぎ材

5.3.1.4.1 理化学検査

5.1.1.4.1 の規定を準用する。この場合において、**5.1.1.4.1** 中“製造条件”とあるのは“**5.2** の規定によって検査が **5.3** によることとなった MSR たて継ぎ材で製造条件”と、“20 日分”とあるのは“50 日分”と読み替える。

5.3.1.4.2 外面検査

5.3.1.4.1 の検査荷口から 125 本の試料 MSR たて継ぎ材を無作為に抽出する。

5.3.2 検査に係る格付の基準

5.3.2.1 枠組壁工法構造用製材

5.3.2.1.1 理化学検査

5.1.2.1.1 の規定を準用する。

5.3.2.1.2 外面検査

JAS 0600-2 の箇条 4 によって外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格の数が 69 本以上であるときは、当該検査荷口の枠組壁工法構造用製材を合格とし、その等級に格付する。

5.3.2.2 MSR 枠組材

5.3.2.2.1 理化学検査

5.1.2.2.1 の規定を準用する。

5.3.2.2.2 外面検査

JAS 0600-2 の箇条 4 によって外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格の数が 111 本以上であるときは、当該検査荷口の MSR 枠組材を合格とし、その等級に格付する。

5.3.2.3 枠組壁工法構造用たて継ぎ材

5.3.2.3.1 理化学検査

5.1.2.3.1 の規定を準用する。

5.3.2.3.2 外面検査

JAS 0600-2 の箇条 4 によって外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格の数が 111 本以上であるときは、当該検査荷口の枠組壁工法構造用たて継ぎ材を合格とし、その等級に格付する。

5.3.2.4 MSR たて継ぎ材

日分”と読み替えるものとする。

b) 外面検査

a) の検査荷口から無作為に 125 本の試料 MSR 枠組材を抽出する。

3.3.1.3 枠組壁工法構造用たて継ぎ材

a) 理化学検査

3.1.1.3 a) の規定を準用する。この場合において、**3.1.1.3 a)** 中“製造条件”とあるのは“**3.2** の規定によって検査が **3.3** に定めるところによることとなった枠組壁工法構造用たて継ぎ材で製造条件”と、“20 日分”とあるのは“50 日分”と読み替えるものとする。

b) 外面検査

a) の検査荷口から無作為に 125 本の試料枠組壁工法構造用たて継ぎ材を抽出する。

3.3.1.4 MSR たて継ぎ材

a) 理化学検査

3.1.1.4 a) の規定を準用する。この場合において、**3.1.1.4 a)** 中“製造条件”とあるのは“**3.2** の規定によって検査が **3.3** に定めるところによることとなった MSR たて継ぎ材で製造条件”と、“20 日分”とあるのは“50 日分”と読み替えるものとする。

b) 外面検査

a) の検査荷口から無作為に 125 本の試料 MSR たて継ぎ材を抽出する。

3.3.2 検査に係る格付の基準

3.3.2.1 枠組壁工法構造用製材

a) 理化学検査

3.1.2.1 a) の規定を準用する。

b) 外面検査

3.3.1.1 b) の規定によって抽出した各試料枠組壁工法構造用製材について **JAS 0600** に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格の数が 69 本以上であるときは、当該検査荷口の枠組壁工法構造用製材をその等級に合格とする。

3.3.2.2 MSR 枠組材

a) 理化学検査

3.1.2.2 a) の規定を準用する。

b) 外面検査

3.3.1.2 b) の規定によって抽出した各試料 MSR 枠組材について **JAS 0600** に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格の数が 111 本以上であるときは、当該検査荷口の MSR 枠組材をその等級に合格とする。

3.3.2.3 枠組壁工法構造用たて継ぎ材

a) 理化学検査

3.1.2.3 a) の規定を準用する。

b) 外面検査

3.3.1.3 b) の規定によって抽出した各試料枠組壁工法構造用たて継ぎ材について **JAS 0600** に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格の数が 111 本以上であるときは、当該検査荷口の枠組壁工法構造用たて継ぎ材をその等級に合格とする。

3.3.2.4 MSR たて継ぎ材

5.3.2.4.1 理化学検査

5.1.2.4.1の規定を準用する。

5.3.2.4.2 外面検査

JAS 0600-2 の箇条 4 によって外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格の数が 111 本以上であるときは、当該検査荷口の **MSR たて継ぎ材**を合格とし、その等級に格付する。

5.4 第 1 種検査方法への移行

5.3 によって検査を行った結果、その検査荷口の**枠組壁工法構造用製材、MSR 枠組材、枠組壁工法構造用たて継ぎ材又は MSR たて継ぎ材**がその格付しようとする等級に合格しなかったときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、**5.1**による。

6 製造工程における検査

6.1 抽出の割合等

品目、樹種又は樹種群及び製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級に格付しようとする原則として 1 日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、品質管理内部規程〔枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての取扱業者の認証の技術的基準の**4.2.2 d)**に規定する内部規程をいう。以下同じ。〕による。

6.2 検査に係る格付の基準

品質管理内部規程に基づいて検査を行い、その結果、格付しようとする等級の品質管理内部規程に基づく品質管理の基準を満たすときは、当該検査荷口を合格とし、その等級に格付する。

a) 理化学検査

3.1.2.4 a)の規定を準用する。

b) 外面検査

3.3.1.4 b)の規定によって抽出した各試料 **MSR たて継ぎ材**について **JAS 0600** に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格の数が 111 本以上であるときは、当該検査荷口の **MSR たて継ぎ材**をその等級に合格とする。

3.4 第 1 種検査方法への移行

3.3 に定めるところによって検査を行った結果、その検査荷口のものがその格付しようとする等級に合格されない場合が生じたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、**3.1**に定めるところによる。

4 製造工程における検査

4.1 抽出の割合等

品目、樹種又は樹種群及び製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする原則として 1 日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、品質管理内部規程〔枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての取扱業者の認証の技術的基準（平成 12 年 6 月 9 日農林水産省告示第 817 号）の**2.2.2 d)**に規定する内部規程をいう。以下同じ。〕に定めるところによる。

4.2 検査に係る格付の基準

品質管理内部規程に基づいて検査を行い、その結果、品質管理内部規程に基づく品質管理の基準に達したときは、当該検査荷口を合格に格付する。